

三宅村議会だより

発行／三宅村議会
平成二十二年十月二十九日発行
東京都三宅島三宅村阿古
四九七番地
電話 〇四九九四・五・〇九五六

三宅村議会

第三回定例会

平成二十二年三宅村議会第三回定例会が九月二十八日～二十九日に開催されました。

一般質問後、三宅村漁業生産基盤施設設置条例の一部を改正する条例他の議案・認定、九件を審議、いずれも原案どおり可決・認定しました。

村政を問う（一般質問）

一般質問は五名の議員が行いました。その要旨を発言順に掲載いたします。

.....

浅沼 徳広 議員

問 人工透析について

先の議会で人工透析に関する請願が採択されたが、その後どうなったかお知らせ願います。

答 村長

人工透析導入については私の諮

問機関である三宅村国保運営協議会でその可否について審議され、時期尚早との答申を得ました。また、中央診療所としての現状は一次医療機関としての役割を担っており、まだまだ診療基盤が脆弱で、このため本村に定着する三人目の医師、看護師等のマンパワーの安定確保を近々の優先課題として取り組み、まずは住民が望む一次医療機関の拡充に応えることだと考えます。

再質問

村長は所信表明演説の中で『お互いに助け合う』社会の構築を目指す、と言ったはず。また、新島では人工透析を導入したことにより、国保料が上がったということはないと役場の担当者が言っている。マンパワーと言うが、人頼みしないで自前で養成することを考えたかどうか。高校に出向いて、卒業生に奨学金を出すから看護師、臨床工学士になつて島で働いてほしいとお願ひしたらどうか。一次医療の充実というが、現在、中央診で手に負えない患者は緊急ヘリで東京へ運ばれれば、たらい回しなしで問

違いなく入院できるんですよ。産婦人科がどうのと言いますが、お産は東京でもあとは島で子供は育つんですよ。人工透析は始めたら最後、三宅に人工透析が導入されないかぎり一度と島には住めないですよ。私が署名運動をしたのは村長の後押しをするつもりでやったんですよ。

答 村長

総合的な判断をしなければいけない私の立場ですから、一点に絞ってやる方がいいかどうか疑問に思うところです。今必要なのは第三番目の医師の確保ですから、これについては全力で努めてまいりたいと考えております。

問 野良猫対策について

村ではまず啓発運動から始めていくと言っていたが、どうなったのか。

答 村民生活課長

村では保健所と相談のうえ、啓発運動として猫の飼い方を含めた広報を五回行ってきております。また保健所では保健所だよりの十月号で掲載を予定していると聞いております。今後も保健所と連絡を取りながら、継続した広報活動を通じて猫の飼い方について住民の理解を得られるよう周知してまいりたいと考えます。また、猫には法的に規制をするということが全

くない状況の中で、都でも村でも地域猫として共生をしていただきたいと常々お願ひをしているところです。村としても今後も啓発活動を地道にやっていくことが私どものできることを考えております。

問 航空機 定期船について

航空機の当日の就航の可否、定期船入港地名の周知はできないかどうかがあるが。

答 村長

運航状況等の情報提供が必要で、その協力体制については運航事業者との協議・調整を図る必要があるが、その情報の提供については、現在村が進めている情報通信基盤整備事業によって、各戸配置を計画しているIPの告知端末を活用したサービスの一つとして考えてまいりたいと思っております。

答 総務課長

IP通信ができるまでの間、防災行政無線でできればそれはやっていきたいと考えます。いずれにしても運航事業者からの情報提供の型を作らなければいけないと思っております。そのための時間は少しかかるものと思います。

問 坪田高濃度地区の名称変更について

坪田高濃度地区というのは島外者には坪田全体としてとられがちで、観光客が坪田に宿をとるの

を避けるのではないかと危惧しているのです。阿古の場合は薄木・栗辺地区と言っていたわけですから、条例中の文言を変更すれば良いわけで、専門家会議の先生方もわかってくれるのではないかと考えますが、この名称変更で何か不具合なことがあるかどうかお聞かせ願います。

答 村長

火山ガスについて国はもとより海外からも注目されている中で、変更はできないとの判断です。観光に影響があるとすれば、誤解を招かないように我々としては取り組みを強化してまいりたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・

谷 寿文 議員

○阿古地区の溶岩埋没地の活用と防集団地の土地購入の件

問①埋没地の今後の活用は三宅村にあるのか、できるのか。

答 村長

所有権は個人にありますので、村が勝手に何かをするとかできません。しかし、島の発展や活性化のために必要とあれば村は所有者の理解を得て対応する。

問②三十年近く経過するが、いつまで居住禁止区域なのか。何の法

で規制しているのか、歴代村長は無責任である。

答 村長

防災のための集団移転促進事業に関わる国の財政特別措置等の法律に基づいております。また、建築基準法の第三十九条の規定により災害危険区域の指定、建築の制限をしています。これは防災集団移転促進事業を実施する際に事業計画に定める事項とされている。

問③防災移転集団団地を当時何筆分整地したか。

答 村長

当時、釜根、岡堀、二島の三団地で百十二画の整地。

問④家を建てた数、現在建っている数は。

答 村長

百九軒、現在は百三軒となっている。

問⑤いつまで団地、借家での状況を続けるのか。払い下げを。

答 村長

この事業には国や東京都の補助金が入っている。したがって補助金の扱いが問題になるところ。原則、事業の経過年数により補助金の返還が必要となるので、払い下げによる補助金返還が発生すれば慎重になる考えが必要である。また、埋没地との交換についても同

様の問題が発生するものと考え

問⑥各地に造った公園は必要なのか。適正に使用しているのか。

答 村長

各団地ごとの活用等については周囲の皆様の合意のもとに今後も有効活用されればと願うところです。

再質問

数十年経過して、この先も借地料を払うのは何の解決にもなっていない。埋没地についても何らかの利用ができるよう併せてお願いしたい。

答 村長

当時、住民説明会やアンケート調査等を行い、防災集団移転促進事業を実施した。三団地形成等、住民もある程度了承済みでの事業。

再々質問

埋没地利用も含め有効にできるように今後の努力を願いたい。

答 村長

埋没地活用や団地の土地払い下げに関しても国土庁で情報を取ってまいりたい。

○三宅島の今後のビジョンの再構築を

問①三宅村のイベント連発に疑問を感じている。税金を投じてその結果の検証・効果は出ているのか。

答 村長

今年度は帰島五周年ということで行政職員あるいは各地区の協力いただいた方々にかなり厳しいという意見も出ているところ。帰島後、来島者の数が激減する中でイベントの開催については来島者の確保やメディアへの露出に元氣や希望等をアピールできているという点では、一定の効果があつたと考えているところです。今後これをどう継続してあるいはどう発展させていくかがカギとなるところです。これまでの経験を生かしていけるようにこれから取り組んでいきます。

問②第四次三宅村総合計画を今年度分で打ち切り、次世代第五次三宅村総合計画を作成し、明確なビジョンを。

答 村長

第四次総合計画は来年度一年間を残すところです。計画された諸施策を着実に実行していきたいと考えているところです。また、次期計画にいろいろな施策をつなげてまいりたい。

○三宅村防災行政無線の放送に

ついて

問①朝七時の時報後に数十分経過してガスの風向き情報の放送を遅らせた理由は。

答 村長

テレビニュースの時間帯を避けるよう、住民より要望を受けたので十分後に。

問②行政からのお知らせ、各種団体からのお知らせ等、用途別にチャイム音や音楽曲を変えることでわかりやすくなるのでは。試す考えは。

答 村長

今後、情報通信基盤整備事業が進めば、ＩＰ告知端末機で各戸に情報が提供できるものと考えている。

問③以前放送していた空路運航の放送、今後は海路についても運航状況の放送をしない理由は。

答 村長

運航会社からの放送依頼があれば村は協議して応じる。

問④警察署や消防本部から行方不明者や火事等の場所の放送は中止になったのか。

答 村長

警察署や消防本部からの要請により現場状況等について放送を行っているが、特に火事現場が特定できるような表現については支障を避ける意味で控えている。

問⑤三宅村防災行政無線での放送禁止事項は。

答 村長

村として特別に定めては規制し

ていない。個人依頼や直接的営業支援のような依頼については、防災無線での放送はふさわしくない運用だと認識。

・・・・・・・・・・・・・・・・

寺澤 晴男 議員

○災害発生とその対策強化

問①火山 地震等の観測体制について

災害は忘れた頃にやってくる。備えあれば憂いなし。子供の頃から聞き慣れた、聞き飽きた、でも今も生きている「諺」だ。

八月二十七日の石原都知事の定例記者会見で『三宅島火山』についての見解が報じられた。要約すると、①火山活動の掌握は難しい。三宅島は二十年足らずで周期的に爆発してきた ②あと数年に迫った次の周期をどう予測し、準備するかが大事 ③住めば都ということ。島民は頑張っている。都も国もできるだけ援助しなくては・・・と。読み終えてハッ！と心が引きしめまった。住民や行政への警告と心構えを説かれたんだと。

九月一日は『防災の日』だ。マスコミは『東海、南海、東南海』地震の同時発生の予測を報じる。噴火発生に備えた住民総参加の避難訓

練は十年以上実施していない。地震発生も想定した訓練を早期に実施すべきだ。

答 村長

大型地震発生予測は承知しています。三宅島火山活動は『警戒レベル2』であり、対策の必要性も認識しています。地震発生は全国ネットです。自動発報され、火山活動では二名の職員が常駐し、観測機器を網羅してデータを気象庁で解析共有する。訓練は住民の防災意識を高めるためにも必要であり、実施したい。

問②緊急避難道路の安全確保を

大久保（浜）地区は三宅島有数の海水浴場であり、公設キャンプ場や魚、ダイバーの楽園である。また本島唯一の発電所があり、全島民にエネルギーを送り続ける等、長年にわたって本村の産業や経済を支える、豊かな集落である。同地区の地形から考えて、大災害（特に地震、高潮等）が起きたら、完全に避難できるルートは確保されているか。「ノー！」だ。今、この地区に通じるのは、都道・富士見橋ルート、村道・大崎ルートの二つだ。特に大崎線は三宅村の公設道路だが、台風接近・通過時には「通行止め」が連発される『要警戒』線だ。避難道路として、安全面から決し

て充分とは言えない。同地区住民が快適で安心して生活するために、集落内の排水処理や公設便所の増設要望もある。地区住民と相談しながら『災害に強い地域』づくりを進めるべきだ。特に大崎ルートの安全確保は、喫緊の課題だ。トンネル工法も含めた線形等、調査すべきだ。

答 村長

避難道路の安全確保の面で大久保地区のことは承知しています。特に大崎線については地形、工法等の面から改良の困難性がありました。都の協力を頂いて防潮堤の拡充を行い、安全確保を図っているところです。新たな避難道路の設置については、東京都と協議してまいりたい。

問③緊急支援物資の備蓄と管理は

昭和五十八年、平成十二年の噴火災害では国、都、全国の皆さまから多くのご支援をいただいた。しかし、近未来に発生予測される広域・超巨大地震で主要都市・地域が被災したら、通信も交通も食糧も全てのエネルギーも供給源や輸送路が確保できず、特に離島は悔空路が閉ざされた場合、諸物資は決定的に不足する。

正に『備えあれば憂いなし』だ。

村は広域・超巨大災害発生に備えて、備蓄品等の増量の検討すべき。発災時、地元の避難所での経験だが、入所後の「食事どき」には同じ品がきちんと全員に配られる。こんな時だからこそ『打出の小槌』的不思議さに映る。いつもこんなに、どこに置いてあるのだろう。賞味期限は大丈夫か等と話は尽きない。避難所での住民の神経や感情は高ぶり、情報不足が原因で担当者に不満や苦情をぶつけるのは日常茶飯のことだ。しかし、職員の反論やグチはついぞ聞いたことがない。住民はいろんなことを知っていた。実情を知れば担当者への苦情も半減し、感謝やねぎらいの言葉も自然体で出てこよう。そこで伺います。

(イ)備蓄場所と種類・数量は。

(ロ)賞味期限と管理状況。

(ハ)備蓄増量は。

答 村長

救援物資は全住民の約10%、二週間分で一万五百食。内容はご飯七千五百食(賞味五年)、柔らかいもの三千食(同十年)、副材(豚汁)一万五百食(同十年)他、都が食材、毛布、カーペット等を備蓄されているとのこと。補充については必要に応じて、その都度検討してまいりたい。

問 人工透析の導入を

平成二十一年十二月四日付で、住民一二八名の署名を添えて、『人工透析実施に関する請願書』が三宅村議会に提出され、二十二年六月の定例議会で全会一致で採択し、村長に送付した。私は今定例議会での補正予算に大きな期待と関心を持っていた。村長の決断として「人工透析導入のための調査又は準備費」等が計上されているかどうかだった。結果はゼロ、落胆した。三宅村議会は透析にし、すでに実施している『新島村』の実情をも視察した。新島村でも導入に関し、三宅村が抱える課題や反対意見までも出て、困難を極めたが、「将来のことを考えると、地元での透析治療は絶対に必要」と現・出川村長さんがふんばって導入した。その背景には夏に大量発生する蚊の駆除員(村民)の透析の必要性からだと言懐しておられる。「案ずるより産むが易し」だ。ともあれ、どんなに重要な行政課題でも、実現の是非の要因、動機付けは千差万別である。

●新島村は『蚊』の大量発生があった。

●三宅村には一二八名の『署名』がある。

村長も議員も今任期は残り一

年半だ。村長の決断を促したい。

答 村長

本件に関し、三宅村国保運営協議会や議会での採択時の付帯意見もあります。中央診療所の運営基盤が弱く、また三人目のドクター、ナース等のマンパワーの安定確保が重要。一次医療のハード、ソフトの基盤をしっかりと整備、拡充させてから、人工透析導入のあり方を検討してまいりたい。

.....

平川 大作 議員

問 人工透析導入について

命をつなぐ人工透析導入を願う署名が一二八名集まり、議会においても全会一致で採択された。憲法二十五条、地方自治法第一条の二において「地方公共団体は住民の福祉の増進をはかる事を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすること」がある。早くやるべきだ。今後どう取り組まれるか本定例会において明確にされたい。

答 村長

先ほど二人の議員に説明した通りです。

再質問

東京都から設備整備費が一五

七五万円の四分の三出て、赤字になった場合も運営費補助がある。予備軍、患者数の調査、マンパワーの確保を同時並行でできないか。

答 村長

人工透析については、今の段階ではできないと、総合的な判断をさせていただきます。

○高濃度地区解除について

問①データの数値をもとに科学的に分析して都や国と話し合って解除すべきだ。

答 村長

火山ガスや健康データについては帰島後五年間の蓄積がありませんが、直ちにこれをもつて分析に値するデータとなるのかは、はたしてと疑問に感じている。

問②村長の意思を明確に伝える事が必要と考える。村長の条例解除の意思を聞きたい。

答 村長

現状の火山ガスの放出を考えれば条例を遵守していただきたい。

○産業振興について

問①島市で出品された作品の中で優秀な物を選び、付加価値を付ける為に奨励賞をもうけ、商品化できるように援助できないか。

答 観光振興課長

ご提言については、島市検討委員会の中で検討してまいります。出展者の生産力、あるいは経営力

にマッチした地産地消の仕組みをしつかりと整え、その後にアンテナショップなどを活用した販路拡大の段階に進んでいくものと考えております。

問② 農業用水復旧は最優先課題と考える。早急な対応が望まれている。帰島以来、毎年繰り返し返されるこの事態(水不足)をどう考えるか。

答 村長

西原地区については止水施設等を復旧、坪田地区については昨年度から送水の施設、配水に管路の復旧に着手して、給水が一部途絶えているところも今年度末には全面復旧する計画で進めている。施設園芸農家に対しては、簡易型の貯水槽の設備もセットで設置し支援をしております。

○空海路問題について

問① 高速船の導入の話は町村長会においてどこまで進んでいるのか。

答 村長

高速船の導入については残念なことに結果が出ておりません。大型船等の事業主に対し、積極的な造船をということですが、この造船に対して東京都の支援もお願いする。大型船の導入は引き続き強く事業主にお願いいしてまいりたい。引き続きいい方向に進むよう働きかけたいと考えている。

問② 飛行場で働く役場で採用した係員の待遇改善をはかるべきではないか。

答 企業課長

臨時職員は保安業務を主体にお願いしている。航空便の就航率が低いため変則的な勤務となり就業が安定していない。臨時職員の雇用は個々にこれらの条件をご理解いただいた中で就業していただいている。

○バイクイベントと村おこしについて

問① 観光の起爆剤として始まったバイクイベントだが観光客は増えたのか。所期の目的から外れたこのイベントは直ちに止めるべきだ。

答 副村長

イベントの実施と宣伝効果に支えられ、今年 一月から八月までの観光客数の累計は約四％増加している。

問② 参加者のバイクなどの海上運賃は個人持ちではないと聞いているが、何処から出ているのか。

答 副村長

ツアーの旅行代金として参加者からも徴収しております。

再質問

その他はどこから頂いているのか明確にしたい。

答 副村長

他の負担金は何処から出ている

のかということですが、私どもとしては補助金の収入、寄付金の収入とをこれに当てたいと思っています。

問③ イベントではなく、地に足の着いた政策に変え、三宅しかない自然の特性を生かし、火山を主力とした観光に切り替え、行政と住民参加型の村おこしのプロジェクトチームを作り、次の世代を担う若者を育てるべきだと考えるが、村長の見解を伺いたい。

答 副村長

島民と行政が連携した事業展開をしてきているところです。キュルルに代表されます自然ガイドの活躍、それから若い姉妹がくさやの製造に奮闘するなど、各事業を進めていく中で次の世代を担う若者たちが中心となり、若者たちがその経験を通して育成されていると考えております。今後それぞれその事業の中でさまざまな形で若者たちの育成に取り組んでまいります。

問④ 村民が強く望んでいる御子敷の温泉を調査し、観光資源として再度活用できないか。早急に復旧させよ。

答 観光振興課長

本村の現在の財政事情を考えますと、三七山スポーツ公園、逢の浜温泉を再開して維持管理して

いくことは難しいと考えております。

問⑤ 残して欲しいと要望の高い坪田の東屋の施設を再度調べ手を入れ、観光資源として活用できないか。

答 観光振興課長

東屋は老朽化しております。現在の施設は撤去し、今年度事業で新しい東屋とベンチを設置する計画です。

問 行政の姿勢について

村主催、若しくは共催ではないイベントの後援・協賛などする場合には、明確な基準があるのかお伺いしたい。経済団体や公益的な団体でないイベントに関与することは慎重な判断が必要と考えるが、どのように考えるか伺いたい。

答 村長

住民の福祉や文化、あるいは地域の振興・活性化に資する多くのイベントについては後援や協賛することとして、個々のイベントに合致するかどうかを自分なりに内部で相談しながら判断してまいりたい。元氣と希望と夢をいただくような色々なイベントには積極的に協力を惜しまない。

問 阿古村営墓地の急傾斜地の 災害防止策について

私の記憶するところだと、この傾斜地で二回ほどの落石があり、最初の落石では墓石が破壊される被害があり、その後このような落石による被害を食い止めるために防護策がとられたが、最近また落石があり、先にとられた防護策ではこれを食い止めることができなく、墓地の中に二つほどの大きな石が落下しました。そこで私は先の支庁の事業説明会でこの問題を取り上げ、緊急にこの傾斜地の対応を要望したが、その後、支庁から何らかの回答があったのか伺います。もし、回答があったとしたら、その回答に対して村長の見解をお尋ねします。

答 村長

質問の件については、過日、三宅支庁の事業説明会のあと支庁の担当部署が都庁と調整して、来年度平成二十三年度に調査及び詳細設計に入ると。事業の設計については平成二十四年度以降に工事着手という事で連絡調整が入ってきているところです。今後村といたしまして、この件については着実に事業が着手されることを願います。

るとともに、この事業に当たっては、多分事業費の分担金が発生することでも聞いておりますから、その事業費の確保に当たつても計画の中に入れていかなければいけないのかなと考えているところです。いずれにしても二十四年度の着手に向かつてしっかりと関係機関にお願いしてまいりたいと考えております。

議長報告

平成二十二年六月から
平成二十二年九月まで

六月二十八日(月)～

二十九日(火)

○平成二十二年度優良町村議会
行政視察(熊本県南阿蘇村)

七月二十八日(水)～三十日(金)

○平成二十二年東京都町村議
会議員公務災害補償等組合議
会第二回臨時会出席(府中市)

○第六十八回国民体育大会・第
十三回全国障害者スポーツ大
会東京都準備委員会第四回総
会出席(新宿区)

○石原都知事・都各局長・都議会
各会派挨拶回り(新宿区)

八月四日(水)～六日(金)

○東京都島嶼町村一部事務組合
第三回臨時会出席(港区)

○東京都町村長・東京都町村議
会議長合同会議出席(新宿区)

○愛らんどリーグ二〇一〇出席
(八丈町)

議会報告

【諸般の活動】

七月三十一日(土)

○マリンスコレ21フエスティバル
出席

○西岡都議会議員来島対応

九月四日(土)

○帰島五周年記念
「感謝と交流の集い」出席

九月十二日(日)

○あじさいの里敬老会出席
(平野副議長代理出席)

【編集後記】

議会に対するご意見、ご要望が
ありましたらお寄せください。

議会だより編集委員会

浅沼 昶

平川 大作

長谷川 崇

【予定】

平成二十二年第四回三宅村
議会定例会は、十二月に開
会されます。
皆様の傍聴をお待ちしてお
ります。

